

## 5.開示、会計帳簿、剰余金の配当

### 5-1.開示制度

#### (1)意義と開示方法

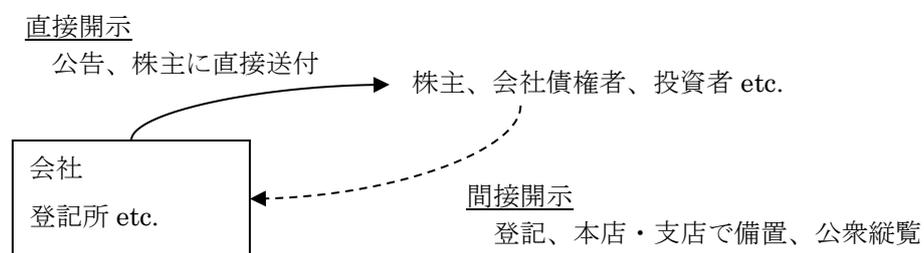
開示制度——機能

#### ①権利の実質化

#### ②不正の抑止

#### ③（金商法上の開示）公正な市場価格の形成

開示の方法



\*かつては間接開示の方が情報量多→開示方法の差はなくなりつつある

・ 登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/>)

・ EDINET ((3))

(2)会社法上の開示 [テキスト 5 章 1 節 4(2)]

	招集通知に添付 (会社 437・444VI、 会社計算 133・134)  →株主に提供 (会社 299 I)	本店・支店に備置き (会社 442)  →株主・債権者が閲 覧等 (同Ⅲ)	登記 (会社 911)  →誰でも登記事項 証明書の交付請 求可 (商登 10)
計算書類(*)・事業報告・ 監査報告・会計監査報告	○	○	—
連結計算書類	○	—	—
附属明細書	—	○	—
会社 911Ⅲの事項	—	—	○

\*貸借対照表(大会社は損益計算書も) = 公告・ネット開示 (会社 440)

(3)金融商品取引法による開示



ここでの価格が適正に形成されるため：

発行開示

- 有価証券届出書 (金商 4)
- 目論見書 (金商 13)

ここでの価格が適正に形成されるため：

継続開示

- 有価証券報告書 (金商 24)
- 四半期報告書 (金商 24 の 4 の 7) or  
半期報告書 (金商 24 の 5 I)
- 臨時報告書 (金商 24 の 5IV)
- タイムリー・ディスクロージャー  
(上場規則)

EDINET (<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)

有価証券報告書、有価証券届出書等の金融商品取引法開示書類を閲覧可能  
有価証券報告書の添付書類として定款・株主総会招集通知 (計算書類を含む)

## 5-2. 会計帳簿

### (1) 会計帳簿 (会社 432)

会計帳簿の作成 (会社 432 I) → 計算書類の作成 (誘導法。会社計算 59Ⅲ)

### (2) 帳簿閲覧請求権

#### (a) 意義

帳簿閲覧請求権 (会社 433 I)

親会社株主の子会社帳簿閲覧請求権 (会社 433Ⅲ)

#### (b) 請求の理由 (会社 433 I 柱後・Ⅲ後)

#### **事例 5-a** 帳簿閲覧請求権

Xは、Y会社の株式を3%保有する株主である。Xは、Y会社の従業員から、A社長が主導して違法取引を行った噂があると聞いた。Xは、Y会社の会計帳簿を閲覧して、違法取引があったかどうかを確かめ、場合によってはAの責任を追及しようと考えている。Xは、帳簿閲覧請求の際に、その理由としてどこまでのことを明らかにしなければならないのだろうか。

#### 最判平 16・7・1 民集 58-5-1214

「会計帳簿等の閲覧膳写…の請求の理由は、具体的に記載されなければならないが、…請求をするための要件として、その記載された請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない。」

(c)拒絶事由（会社 433ⅡⅣ）

業務の阻害、営業秘密の漏えいのおそれ ⇔ 濫用的な閲覧拒絶の可能性

→拒絶事由（会社 433Ⅱ）

- ①請求者がその権利の確保または行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ②請求者が当該会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③請求者が当該会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、またはこれに従事するものであるとき
- ④請求者が会計帳簿等の閲覧または謄写によって知りえた事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき
- ⑤請求者が、過去2年以内において、会計帳簿等の閲覧または謄写によって知りえた事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

**事例 5-b** 帳簿閲覧請求の拒絶事由 [テキスト Case5-1 を一部変更]

Xは、Y会社の株式を5%保有している。XとY会社は同じ卸売市場の青果仲卸業者であり、Xが専ら果実類を取り扱っているのに対して、Y会社は専ら野菜類を取り扱っている。Xは、Y会社の会計帳簿の閲覧・謄写を請求した。Y会社は、XがY会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営むこと（会社 433Ⅱ③）を理由に、これを拒絶した。Xは、Xが近い将来に野菜類を取り扱う予定はなく、閲覧・謄写によって知ることができる事実を自己の競業に利用する主観的意図はないため、請求が認められるべきだと主張した。

**最判平 21・1・15 民集 63-1-1**

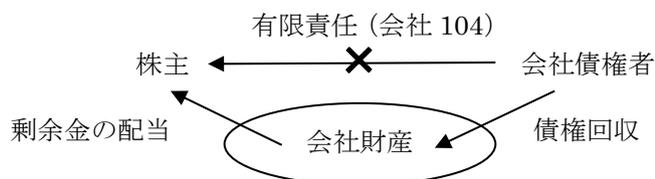
「会計帳簿等の閲覧謄写請求をした株主につき同号[会社 433Ⅱ③]に規定する拒絶事由があるというためには、当該株主が当該会社と競業をなす者であるなどの客観的事実が認められれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しないと解するのが相当である。」

(3)検査役による調査（会社 358・359）[テキスト 5章1節 **5** (2)]

### 5-3. 剰余金の配当

#### (1) 剰余金の配当と会社債権者

剰余金の配当（会社 453） ⇔ 内部留保（留保利益）



\* 剰余金の配当の規制がなければ…

#### (2) 配当の決定権限

原則	株主総会の普通決議（会社 454 I ・ 309 I） 中間配当（取締役会決議で行う）ができる旨の定款規定（会社 454 V）
例外	次の要件をすべて満たす会社は、取締役会が剰余金の配当について定めることができる旨を定款で定めることができる（会社 459 I ④ ・ 460） [a] 会計監査人設置会社のうちでも、監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社のいずれか [b] 取締役の任期が 1 年を超えず そのような定款規定は、次の要件を満たす場合に限り効力を有する（会社 459 II、会社計算 155） [c] 会計監査人の無限定適正意見（会社計算 155①） [d] 監査役等に会計監査報告が「相当でない」と認める意見なし（会社 155②③） etc.

手続のルールに違反する剰余金の配当

\*剰余金の配当権限の所在 [テキスト Column5-11]

株主の最も基本的な権利 ⇔ 高度な経営上の判断

(3)回数

通常のパターン

= 期末配当 (事業年度末日が基準日) + 中間配当 (事業年度末日の 6 か月後が基準日)

四半期配当 (3 ヶ月に 1 回 = 年 4 回配当)

(4)配当財産の種類・割当て

現物配当 (会社 454Ⅳ・309Ⅱ⑩)

配当財産の割当て (会社 454Ⅲ)

例外 = 自己株式 (会社 453 括弧・454Ⅲ括弧 → 「会社法Ⅱ」)、配当について内容の異なる  
種類株式 (会社 454Ⅱ)、会社 109Ⅱの定款の定め

(5)剰余金の配当の制限 (会社 445Ⅳ・458・461Ⅰ⑧Ⅱ) (6-1)